

「未登記家屋所有者変更申請書」を提出される方へお願い

前橋市財務部資産税課

未登記家屋の所有者の変更を申請する場合、下記事項に注意して提出してください。

記

1 未登記家屋所有者変更申請書の記入について

(1) 前所有者および新所有者ともに実印を押印してください。(相続による変更申請の場合、前所有者について押印する必要はありません。)

なお、変更申請書提出後、申請内容についてお尋ねすることがありますので、連絡先の電話番号を記入してください。

(2) 所在については、所在地番を確認して記入してください。

(3) 用途については、該当するものを○で囲んでください。

(4) 構造については、木造、非木造の区分ごとに該当するものを○で囲み、延床面積を記入してください。

2 添付書類について

(1) 売買による変更申請の場合

①売買契約書または売り渡し証書の写し

②印鑑証明書（前所有者および新所有者）

(2) 相続による変更申請の場合

①被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本等及び被相続人相続関係説明図

または法定相続情報一覧図の写し

②相続人の同意書または遺産分割協議書

③印鑑証明書（相続人全員のもの）

(3) 贈与、その他による変更申請の場合

①変更の理由を証する書面

②印鑑証明書（前所有者及び新所有者）

3 その他

固定資産税の課税（新所有者の方への納税通知書の送付）については、変更申請書を提出していただいた翌年からとなります。